敦賀市立粟野南小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決をはかるための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、い じめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深 刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努め ます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、 背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する か否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
- ①めざす児童像の一つである「やさしく(人の思いに寄り添える子)」を受け、重点目標として「豊かな心」の育成を掲げ、その実現に向けて組織的に取り組みます。
- ②「思いやりの心の育成」のために、互いに認め合い、励まし合う温かな学年・学級づくりを行うことで、心の通うコミュニケーション能力の素地を養います。
- ③全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育を推進するとともに、福祉活動や自然体

験、交流活動等の体験活動の充実を図ることで、自己肯定感を高め、児童の豊かな情操や道徳心を育みます。

- ④保護者や地域住民、その他関係者・関係機関との連携を図りながら、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動などの自治活動に対する支援を行います。
- ⑤いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として人権 教育を推進し、人権作文や標語、集会等の取組みを実施します。

(2) 学校評価への位置づけ

- ①本校の実情に合わせて、いじめの防止等のための対策に関る基本的な方針を定めます。
- ②いじめの防止等のための取組み(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人 面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学 校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然 防止に、「規律」「学力」「自己肯定感」を課題として、全ての教職員が取り組みます。

- ①わかる授業、できる授業、学び合う授業を行うことにより、児童の自己肯定感を高め、 公開授業や授業研究を積極的に行います。
- ②学級や学年、学校が児童の居場所になることに努め、その上で児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組み、自己肯定感が高まるよう支援します。。
- ③定期的に意識調査を行い、学級や学年、学校の状況を把握し、情報提供に努め、PD CAサイクルを活用して取組みの改善を図ります。
- ④インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。特に、SNSの正しい利用に対する研修なども積極的に行います。
- ⑤以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外 国につながる児童生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原発事故により避難している児童生徒

(4) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識します。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、情報を交換したり情報を共有します。

①いじめの調査等

いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施します。

- ・自己チェックシステムの活用
- 随時
- ・全校児童を対象としたアンケート調査 年5回(5,7,11,12,3月)
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査 年2回
- ・保護者との懇談

年3回(4,7,12月)

②いじめの相談体制

〈学級担任·教科担任〉

- ・日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危 険信号を見逃さないようアンテナを広く高く保ちます。
- ・休み時間等の児童との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握します。
- ・個人面談の機会を活用し、教育相談を行います。

〈養護教諭〉

・保健室を利用する児童との相談や雑談等で、その様子に目を配るとともに、いつ もと違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞きます。

〈生徒指導主事・教育相談担当〉

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組みます。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口の周知を図ります。
- ・休み時間や昼休み等の校内巡視や放課後の校区内巡視等において、児童が生活する場・地域に異常がないかを確認します。

〈校長・教頭〉

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備します。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となっているか、また適切に機能しているかを定期的に点検します。

③教職員の資質向上

いじめの防止等のための研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図り、研鑽に努めます。

(5) いじめ事案への対処(事案対処)

いじめが生じたときは、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解決をめざします。

①情報の収集

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。 (暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつけます。)
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に 傾聴します。
- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聴き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行います。その際、他の児童の目に触れないように、聴き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行います。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聴き取りを行います。

- ・得られた情報は確実に記録に残します。
- ・一つの事象だけにとらわれ過ぎないようにし、いじめの全体像を把握します。

②指導·支援体制

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組みます。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対 応します。

③子どもへの指導・支援

- 「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行います。
- ・「いじめられた児童」「いじめた児童」への指導・支援を適切に行います。

④保護者との連携

・家庭訪問(いじめられた児童、いじめた児童共に。複数教員で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合います。

⑤関係機関との連携

・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートフル スクール、敦賀警察署、敦賀児童相談所、医療機関等とも連携を図ります。

(6) いじめの解消

いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為(心理的又は物理的な影響を与える行為等)が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3か月を目安とする)。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。校長は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視します。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、校長は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。

校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を敦賀市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、敦賀市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・敦賀市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、定期的に開催します。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談、 特別支援教育コーディネーター、養護教諭

〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)
- いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

(2) いじめに対する措置(対応サポート班)

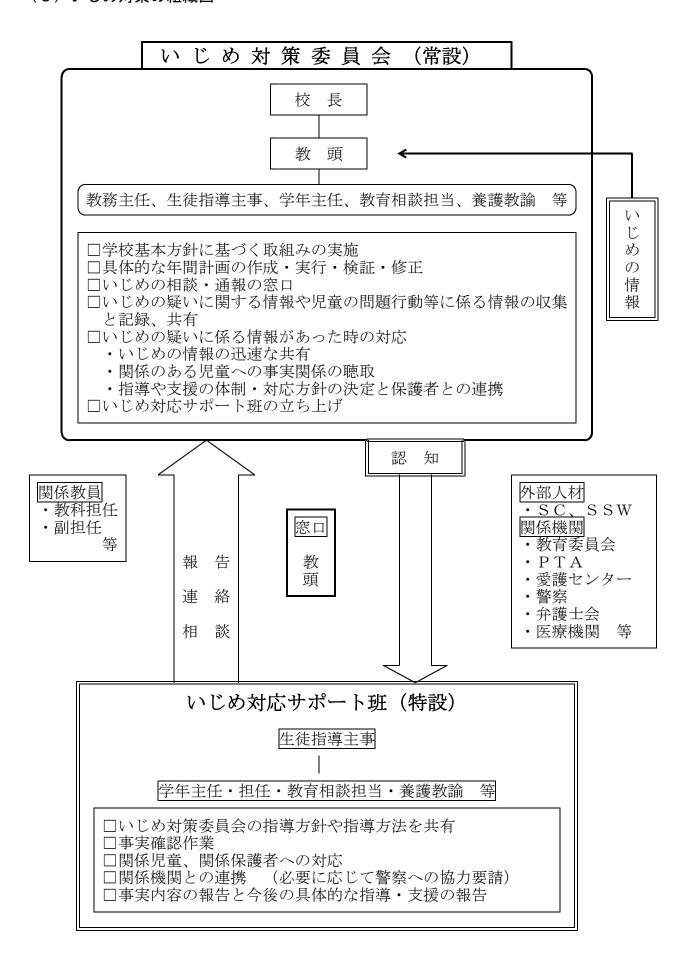
いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速に「いじめ対応サポート班」を設置し、組織的に対応します。

〈構成員〉

生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談、養護教諭 等〈活動〉

- ・いじめ事案に対する対応策の立案
- ・保護者や地域社会との連携
- ・関係機関との連携
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- 気がかりな子ども等に関する事例検討会の開催

(3) いじめ対策の組織図



月	数 員 の 動 き	子どもの活動等
<u>л</u>	教員の動き	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生
4	いじめ対策委員会 ・基本方針画策定 ・基本方針画策定 ・基本計画第二 ・対員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 学校 HP ・基本方針の公表	自分をふりかえろう
5	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・状況把握 現職教育 ・授業研究のあり方 ・道徳教育のあり方 ・直の「いじめ防止等の ための基本的な方針」 の改定に係る留意事項 の周知	アンケート調査 教育相談週間 体育学習発表会・縦割り色別活動・絆づくり 縦割り活動(清掃班によるふれあい遊び)
6	いじめ対策委員会 ・状況把握 授業研究 ・学習規律 現職教育 ・人権教育のあり方	授業研究

月	数号の動き	子	ど	t 0	か 活	動等	
Л	教員の動き	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7	いじめ対策委員会 ・状況把握		<u> </u>	İ	かえ?	1	
	授業研究			1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	<u>ひまわり教室</u> ネット研修会	ネット研修会
月	取組み評価			 	 	 	
	個人懇談会・情報や意見収集		アン	ノ ケ <u>-</u>	- ト 詞	周 査	
8	いじめ対策委員会・状況把握						小中連携事業
月	現職教育 ・事例研究会 ・特別支援教育 ・学級づくり ・情報モラル						
9	いじめ対策委員会・1学期の振り返り						
	・事例研究会			1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	 	
月				1 1 1 1 1 1 1	 	 	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
	取組み評価						修学旅行

月	教員の動き	子	ど	£ (の 活	動(
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10	いじめ対策委員会・2学期の取組み		自分	1	かえる	Ì	
月	授業研究	縦割	り活動(清掃班に	よるふれ	あい遊び 福祉体験	授業研究
11	いじめ対策委員会 ・状況把握	P	ンケオー	ー ト ! プ ン	調 調 る っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ	- → 教育 - - - - - - - - -	相談
月	現職教育 ・人権週間への取組 みに関する研修						
12	いじめ対策委員会 ・状況把握 授業研究	人		! の取 ・全相	交道徳		
月	個人懇談会・情報や意見収集		授業研究				

月	教員の動き	子どもの活動等				等	
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1	いじめ対策委員会・状況把握		自分	を ふ り	<u>i</u>	<u> </u>	
月							
2	いじめ対策委員会 ・2学期のまとめ	新1年生との交流	1 1 1	 (清掃班) 	こよるふれ	! ιあい遊(!	ド)
月	取組み評価		(6年生を	を送る <i>会</i>		小中連携事業
3	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けての 計画の見直し		I	/ ケー	<u> </u>	周 査	
月	職員会議 ・課題確認 ・計画確認			1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1 1 1 1	